

入居される場合の注意事項

敷金	<ul style="list-style-type: none"> 敷金は、入居の際の家賃の3ヵ月分です。
緊急連絡先届出書	<ul style="list-style-type: none"> 入居時には「緊急連絡先届出書」（同居親族以外の方）の提出が必要です。
収入申告	<ul style="list-style-type: none"> 入居されますと、毎年度、ご家族全員の収入を申告していただきます。 家賃の額は、入居者全員の収入や住宅の便益等に応じて、毎年度変動します。
共益費	<ul style="list-style-type: none"> 給水施設、電灯など入居者の共用部分の施設にかかる維持運営費（共益費）を家賃とは別に、入居者に負担していただきます。
収入超過者などの市営住宅明渡し努力義務	<ul style="list-style-type: none"> 入居後3年又は5年を経過した方で、一定の収入を超える収入がある場合は、収入超過者または高額所得者の認定を行います。認定を受けたときの家賃は、収入超過者にとっては収入の区分に応じた一定期間後に近傍同種の住宅の家賃となり、高額所得者にとっては近傍同種の住宅の家賃となることに加えて、住宅明渡しの義務が課せられます。 月収額 158,000 円を超える（裁量世帯では月収額 214,000 円を超える）世帯は、収入超過者と認定されます。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅には、駐車場の使用者資格や自動車規格の制限があります。また、住宅によっては新たに入居される方がただちに利用できる余裕が無い場合があります。 よって、新たに入居される方で入居後、車を利用される方は、ご自身で市営住宅外の保管場所を確保していただくことが必要です。（住宅敷地内に無断で駐車しないで下さい。）
ペットの飼育	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅は集合住宅であり、住宅の構造上、動物の飼育には適していません。犬猫などの動物を住宅内で飼うことは近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因になりますので、飼わないで下さい。 なお北岸和田住宅は動物飼育が可能となっておりますが、一定の手続きを経て飼育が可能となったものであり、原則は禁止されています。
浴槽・風呂釜等	<ul style="list-style-type: none"> 浴槽「無」住戸の浴槽・風呂釜は、原則、入居者の個人負担で設置していただくことになっております。 一部の住宅では、大阪ガス㈱の浴槽・風呂釜のメンテナンスリース制度を利用していただくことができます。（リース制度が利用できない住戸タイプもありますので、ご注意ください。）なお、入居される住戸に、既にリースの浴槽・風呂釜が設置されている場合、大阪ガス㈱とリース契約を行い、引き続きご利用くださいますようお願いいたします。 リース制度を利用される場合の月額リース料金は約 3,000 円～4,600 円（税込）程度です。（保証金 10,000 円が別途必要です。） また、一部の住宅では、前入居者が個人で設置した浴槽・風呂釜について、再利用可能な浴槽・風呂釜が設置されている場合、無償譲渡を受けて使用していただくことができます。 入居される住戸に、再利用可能な浴槽・風呂釜が設置されている場合、譲渡の条件を承諾のうえ使用してくださいますようお願いいたします。なお、該当する住戸については、「入居案内」送付時にお知らせします。